

ペットボトルの循環利用について

1. 背景

ペットボトルは、現在、指定法人における入札価格は、一部の離島地域等を除き有償落札となっており、市町村分別収集実施率は95%以上となっている。

飲料及び特定調味料用のペットボトル（指定ペットボトル）は年間58万トン販売され、使用済ペットボトルは30万トンが市町村により分別収集され、23万トンは事業系廃棄物として回収されており、市町村収集量のうち20万トンが指定法人に引き渡されている（平成24年PETボトルリサイクル推進協議会推計）。

容器包装リサイクル法では、分別収集計画を策定して分別収集を行う市町村は、容器包装リサイクル法基本方針に基づき、指定法人に円滑に引き渡すことが必要であり、市町村の実情に応じて引き渡されない場合にあっても適正処理の確認が必要であると同時に、処理状況等の住民への情報提供に努めることを定めている。

2. 論点

○市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

- ・ペットボトルは、アルミ缶や段ボールと異なり、再商品化事業者間の再商品化技術に差がある分野であり、特に国内の再商品化事業者と海外におけるリサイクル事業者との技術格差は激しい。
- ・環境省が実施した市町村の独自処理状況に関するアンケート調査結果（平成25年度）では、分別収集を実施している市町村のうち独自処理を行っている市町村は32%であり、独自処理市町村のうち引渡し要件を設けている市町村は77%、住民への情報提供を行っている市町村は62%（最終利用先まで公表している市町村は6%）となっている。なお、平成20年10月、いわゆるリーマンショックが発生し、独自処理を行っていた一部市町村において収集した使用済みペットボトルの引渡し滞り事態が発生したが、指定法人が特例的に期中における新規引取りを受け付けることで、市町村における分別収集や処分の体制を維持することができた。

- ・環境省では、平成 24 年 12 月に、独自処理を行っている市町村のうち、引渡し要件の設定を行わず、情報公開を行っていない市町村に対し、何らかの措置を数年以内に行う意向について、電話にて聞き取りを行った。その中で、今後も基本方針を遵守せず、改善の手当を行う予定のない市町村名を公表した。